

令和6年度 鶴川内中学校の生徒心得など

※変更点は赤文字

I 鶴川内中学校 生徒心得

本校学校教育目標を達成し、目指す生徒像に近づくため、積極的な生徒指導の充実するため、生徒心得を以下の通り設定する。なお、実態や時代に応じて、柔軟に対応するものとする。

(1) 通学方法

徒歩、または自転車で登校し、交通規則、交通道徳を守り、余裕をもって登校する。なお、田代校区の生徒はスクールタクシー通学となる。なお、特別認可制度を利用する生徒については、保護者の送迎を原則とする。(阿久根市小規模校特別認可制度の要綱に基づく)

(2) 身なり・服装

- ① 登下校を含め服装は、男女とも指定制服を原則し、(標準学生服・鶴中シールのついたもの) ベルトは黒とする。
- ② ジャンパー・コート類等及びこれに類するものは原則として禁止する。
(ただし、寒さの厳しい時や体調の悪い者は、担任に届けて着用する。)
- ③ 下着は、派手でない色(白・黒・紺などの無地)の襟や袖から出ないものを着用する。
- ④ ネームは、~~所定の位置に付ける。~~使用しない。
- ⑤ 女子のスカート丈は、ひざがかくれる程度の長さにする。
- ⑥ 靴は、通学は白色の運動に適したものとし、上履き(学年色)、体育館シューズは学校指定のものとする。
- ⑦ 靴下は、男女とも白色または黒色のワンポイントまでとし、線入りや色ものは認めず、長さは、くるぶしが隠れるものとする。冬季については、女子のタイツ(黒)の使用を認める。
- ⑧ 手袋・マフラーは、厳寒時に、登下校の時だけ着用し、校舎玄関にて着脱する。
- ⑨ 髪型等について(整髪料は使用せず、パーマ・染髪・脱色はしない。また、前髪は目にかからないようにする。)
 - ア 男子髪型：前は目、後ろは襟にかからないようにする。
 - イ 女子髪型：髪が肩にかかったら結ぶ。ゴムの色は黒・紺・茶。耳の上端より低い所で2つ結びまでとする。
 - ウ 眉については、手を加えない。
- ⑩ カバンは、指定のカバン(校章入り通学カバン)とし、補助バックは、華美でないものとする。キーホルダーは1つとし、握りこぶしより小さいものとする。
- ⑪ 指定制服規則

男 子	女 子
○ 冬服 ・標準学生服 ・指定ズボン(ストレート) ・カッターシャツ(白) ・ベルト(幅2~4cmの黒色)	○冬服 ・指定セーラー服 ・指定スカート ・スカーフ(エンジ色)
○ 中間服 ・カッターシャツ(白) ・指定ズボン(ストレート) ・ベルト(幅2~4cmの黒色)	○ 中間服 ・長袖カッターシャツ(白) ・指定スカート
○ 夏服 ・指定半袖開襟シャツ(白) ・指定ズボン(ストレート) ・ベルト(幅2~4cmの黒色)	○ 夏服 ・指定半袖セーラー服 ・指定スカート

※ 更衣移行時期については、体調に合わせて各自で移行する。また、学校行事等で共通した制服の着用の場合は、その都度、連絡することを原則とする。

【制服取扱店】

- ① 男女冬服・男女中間服
 - ・丸屋 (グンゼファミリーショップ) 阿久根市栄町3 電話72-0029
 - ・リゼ 電話73-2434
 - ・サカウエ(紳士・婦人服) 阿久根市本町151-2 電話73-3131
 - ・ヤマモト(衣料・寝具) 阿久根市大丸90-28 電話72-0279
- ② 夏服取扱店
 - ・男子：丸屋 (グンゼファミリーショップ) 阿久根市栄町3 電話72-0029
 - ・女子：池田屋 出水市米ノ津9-11 電話67-1053
- ③ その他
 - ・令和2年度より、熱中症対策・衛生改善のため、学校で指定したTシャツを準体育服として採用している。

(3) 校外生活

校外にあっても、鶴川内中学校の生徒として、自覚ある行動をとるように心がける。

(4) 学校生活（一日の流れの指針）

ア 朝の活動（提出物を提出し、スコラ手帳を机に置く。）

- ① 7：50までに登校して、8：00から8：10まで専門部ごとにボランティア活動を行う。
- ② 8：15には全員が静かに朝の活動を始める。
- ③ 読書の本は図書室で借りるようにする。
- ④ 朝の活動は先生が来られるまで静かに続ける。
- ⑤ 火曜日は全校集会、生徒集会です。集会の場所では整列して静かに待つ。
- ⑥ 集会が終わったら授業に遅れないようにすみやかに移動する。

イ 授業

- ① 忘れ物をした場合は休み時間のうちに必ず教科担当の先生に届ける。
- ② 先生の指示に従って、タブレットPCの充電などは事前に確認し、ログインしておく。
- ③ 授業開始2分前には着席し、1分前に黙想をして静かに先生を待つ。
- ④ 教科担当の先生の指示がない場合は、制服で授業を受ける。

ウ 休み時間

- ① 次の授業準備をしてから休む。
- ② トイレはマナーを守って使用する。（スリッパを並べる・トイレットペーパーを大切に使う等）
- ③ 更衣室で着替えるときは、脱いだ服はたたんで保管する。更衣がすんだらすみやかに更衣室から出る。
- ④ 教室や廊下で走ったり暴れたりしない。

エ 給食時間

- ① 4時間目が終わったら、給食当番は準備をしてすぐにコンテナ室に移動する。
- ② 給食当番以外の生徒は、手洗い・うがいをして席について静かに待つ。
- ③ 全員で「いただきます」、「ごちそうさま」を行い、バランスよく、マナーを大切に食べる。
- ④ 給食後は歯磨きをする。

オ 昼休み

- ① 給食後は体育服に更衣をする。
- ② 校庭や体育館、音楽室などを使用し、ボールなどの道具も使用する際は、担当の先生に許可をもらう。
- ③ 天気のよい日はできるだけ身体を動かすようにし、生徒会の主催するレクリエーションに参加する。
- ④ 時間を確認して、遊びを止め、作業場所に移動する。

カ 清掃

- ① 来校される方々を気持ちよく迎えられるように、一生懸命に自分たちの学校をきれいにする。
- ② 作業終了の放送があるまで、隅々まで時間いっぱい清掃作業する。
- ③ 作業の用具は必ず後始末をする。

キ 帰りの会・放課後

- ① 次時の教科連絡や明日の提出物をスコラ手帳にメモし、家庭学習について見通しをもつ。
- ② 用事のない生徒はすぐに下校し、用事のある生徒は担任の先生に申し出て残るようにする。

ク その他

- ① スコラ手帳を活用し、自分のキャリアを見通し、つなぎ、振り返り、自己確立を目指す。
- ② 欠席や遅刻については、必ず保護者が担任または学校に届ける。
- ③ 学用品や持ち物等には、すべて記名する。
- ④ 校舎、用具などの公共物を壊した際は、担任または関係の先生に届け、指示を受ける。
- ⑤ 友人間の金品の貸し借りはせず、学校へ不要品はもってこない。
- ⑥ 熱中症対策の一環として、意識した水分の補給を行うため、通年で水筒持参を可とする。
- ⑦ 登下校は、余裕をもち、買い食いや寄り道はせず、交通安全を守り、通学路を通る。
- ⑧ 自転車通学生については、安全確保、生命を守るという観点から「自転車通学規則」「自転車通学心得」「自転車通学指導規定」に則る。

自 転 車 通 学 生 の 心 得 等

自転車通学生の安全確保、生命を守るという観点から「自転車通学規則」「自転車通学心得」「自転車通学指導規定」を下記のように定めています。学校でも厳しく徹底して指導しますので、家庭でも指導・声かけをしてくださるようお願いいたします。

1 自転車通学規則

- (1) 自宅が学校から2km以上6km以下の生徒は、自転車通学を許可するものとする。なお、特別認可制度を利用する生徒は、保護者の送迎を原則とする。
- (2) 通学時は、ヘルメットとたすきを必ず着用し、裏面に記載する通学路を守って通学する。
- (3) 通学に利用する自転車に必ず「自転車通学許可ステッカー」を貼付する。
ステッカーについては、許可後、1枚300円で販売。
- (4) 自転車は、下記の条件を満たすものに限る。(特に指定店はない。)
 - ① 防犯登録されたもの。
 - ② ハンドルは、安定性のないドロップ、かまきり、アップハンドル等以外のもの。
 - ③ 不必要な部品・飾り物等を付けていないもの。
 - ④ かばんのせ台(荷台)、ライト、ブレーキ、反射鏡、ベル等を完備しているもの。
- (5) その他
 - ① 盗難防止のためにワイヤーロックなど二重ロックに努める。
 - ② 自転車事故による損害を防ぐため、自転車保険に必ず入る。
 - ③ 何度もルールを破った場合や生命にかかわる重大な違反があった場合は、罰則規定に従って自転車通学の許可を取り消すこともあり得る。



2 自転車通学心得

- (1) 交通ルール・規則、自転車通学の心得をよく守り、自分の命は自分で守ります。
- (2) 道路を通行する時は、必ず左側を通り、並進、またはそれ以上になりません。
ただし、自転車通行が許可されている歩道では歩道を通ります。
- (3) 自転車は許可されたもので、必ず自転車通学許可証(ステッカー)をつけます。
(変速機は6段まで、カマキリ・ドロップハンドルは禁止です。)
- (4) どんな場合でも、二人乗りはしません。(ハブステップは付けてはいけません。)
- (5) 登校・下校の際は、必ずヘルメット、たすき、あごひもをつけます。
- (6) 雨の時は、カッパを着用し、傘をさして運転しません。
- (7) 自転車は、決められた自転車置場に置きます。
- (8) 自転車のブレーキなど、自転車の整備点検もしっかりします。
- (9) 夜間は、必ずライトを点灯します。
- (10) 荷物は、安全に通学できるように、しっかり固定する。
- (11) 校内では自転車に乗りません。押して駐輪場・正門まで行きます。

※ 土、日、祭日も自転車通学生で部活動に参加する生徒は、平日の自転車使用と同様である。
また、自転車通学生でない生徒が部活動等のために自転車を利用する場合は、必ず申し出ること。

自転車通学指導規定（平成28年度より）

自転車通学生の安全確保，生命を守るという観点から「自転車通学生の心得」の違反に対する指導を下記のように設けることにしました。学校でも厳しく徹底して指導しますので，家庭でも指導・声かけをしてくださるようお願いいたします。

※休日等部活動に参加する時も同じです。

守るべき「自転車通学生の心得」

- 1 道路を通行する時は，必ず左側を通り，並進はしません。
※自転車通行が許可されている歩道では歩道を通ります。
- 2 自転車は許可されたものに乗る，必ず自転車通学許可証（ステッカー）をつけます。（変速機は6段まで，カマキリ，ドロップハンドルは禁止です。）
- 3 どんな時でも，決して2人乗りはしません。
（ハブステップはつけてはいけません。）
- 4 登校・下校の際は，必ずヘルメット・たすきをつけ，しっかりとあごひももつけます。
- 5 雨の時はカッパを着用し，傘をさして乗りません。
- 6 自転車は，決められた場所（自転車駐輪場）に置きます。
- 7 自転車のブレーキなど，定期的に点検をしっかりとします。
- 8 夜間は必ずライトを点灯します。
- 9 荷物は，安全に通学できるようにしっかりと固定します。
- 10 校内では自転車に乗りません。

阿久根市立鶴川内中学校長 殿

自転車通学許可申請書

____年 生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

住 所 _____

通学距離 _____ km

私は、自転車による通学を許可してくださることを申請します。

なお、許可された以上は、安全第一に、自転車通学生の心得を遵守し、他生徒の模範となるように努力することを誓います。

万一、違反した時には、「自転車通学生の心得」による指導に対して速やかに従います。

以上、承知の上、保護者同伴で申請します。

令和 年 月 日

通学路（家から学校までの通学路を朱色で記載すること。保険適応に関係します。）

※ Google マップ等を貼り付けてかまいません。